

令和6年第2回（6月招集）

袖ヶ浦市議会定例会  
議案参考資料

袖ヶ浦市



## 目 次

| 議案番号    | 件 名                                              | 頁        |
|---------|--------------------------------------------------|----------|
|         | 件名一覧表                                            | 5        |
| 議案第 1 号 | 袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について                         | 8        |
| 議案第 2 号 | 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                   | 1 0      |
| 議案第 3 号 | 袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 1 7      |
| 議案第 4 号 | 令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 2 号）                       | 別冊       |
| 議案第 5 号 | 教育長の任命について                                       | 1 9      |
| 議案第 6 号 | 監査委員の選任について                                      | 2 0      |
| 議案第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）      | 2 1      |
| 議案第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）  | 4 5      |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦について                                    | 5 1      |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦について                                    | 5 2      |
| 諮問第 3 号 | 人権擁護委員の推薦について                                    | 5 3      |
| 報告第 1 号 | 市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について（袖ヶ浦市土地開発公社）           | 別冊       |
| 報告第 2 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について                 | 資料<br>省略 |
| 報告第 3 号 | 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）の策定について                     | 別冊       |



# 令和6年第2回（6月招集） 袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

| 議案番号      | 件名等                                                                                                                                                                                         |                 |                 | 関係部等   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 議案<br>第1号 | 袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について<br>(主な内容)<br>地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行され、再生可能エネルギー発電設備のうち特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しが行われたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。<br>施行日 公布の日 ほか                          |                 |                 | 財政部    |
| 議案<br>第2号 | 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について<br>(主な内容)<br>袖ヶ浦市国民健康保険特別会計の財源を確保するため、国民健康保険税の税率改定を行うとともに、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の判定所得基準額が引上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。<br>施行日 公布の日 |                 |                 | 市民子育て部 |
| 議案<br>第3号 | 袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について<br>(主な内容)<br>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、小規模保育事業所等の職員配置基準について見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。<br>施行日 公布の日                                 |                 |                 | 市民子育て部 |
| 議案<br>第4号 | 令和6年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第2号)<br>(主な内容)                                                                                                                                                            |                 |                 | 財政部    |
|           | 補正後 予算額                                                                                                                                                                                     | 補正前 予算額         | 予算額の増減          |        |
|           | 296億<br>6千156万3千円                                                                                                                                                                           | 295億<br>223万9千円 | 1億<br>5千932万4千円 |        |
| 議案<br>第5号 | 教育長の任命について<br>(主な内容)<br>袖ヶ浦市教育委員会教育長御園朋夫氏が令和6年6月30日をもって辞職するため、後任に鴫田道雄氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。                                                           |                 |                 | 総務部    |

| 議案番号        | 件 名 等                                                                                                                                                                                   | 関係部等  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案<br>第 6 号 | <p>監査委員の選任について<br/>(主な内容)</p> <p>識見を有する者のうちから選任された監査委員阿津光夫氏が令和 6 年 7 月 9 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。</p>                                     | 総務部   |
| 議案<br>第 7 号 | <p>専決処分承認を求めることについて（袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）<br/>(主な内容)</p> <p>令和 6 年 3 月 3 0 日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、袖ヶ浦市税条例の一部を改正したものである。<br/>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>    | 財政部   |
| 議案<br>第 8 号 | <p>専決処分承認を求めることについて（袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）<br/>(主な内容)</p> <p>令和 6 年 3 月 3 0 日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正したものである。<br/>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p> | 財政部   |
| 諮問<br>第 1 号 | <p>人権擁護委員の推薦について<br/>(主な内容)</p> <p>人権擁護委員 田代悦子氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。</p>                                                | 企画政策部 |
| 諮問<br>第 2 号 | <p>人権擁護委員の推薦について<br/>(主な内容)</p> <p>人権擁護委員 稲垣昭彦氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。</p>                                                | 企画政策部 |
| 諮問<br>第 3 号 | <p>人権擁護委員の推薦について<br/>(主な内容)</p> <p>人権擁護委員 宇佐美和子氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。</p>                                               | 企画政策部 |
| 報告<br>第 1 号 | <p>市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について<br/>(主な内容)</p> <p>地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について報告する。<br/>対象法人：袖ヶ浦市土地開発公社</p>                                                   | 総務部   |

| 議案番号        | 件 名 等                                                                                                                                   | 関係部等 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 報告<br>第 2 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について<br>(主な内容)<br>地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計予算において設定した繰越明許費について繰越明許費繰越計算書を調製したので、これを報告する。 | 財政部  |
| 報告<br>第 3 号 | 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）の策定について<br>(主な内容)<br>障害者基本法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）を策定したので、同条第 8 項の規定により報告する。                     | 福祉部  |

袖ヶ浦市税条例新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの</p> | <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの</p> |

又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの  
(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの  
(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

袖ヶ浦市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> |

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）

以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 12,000円

(3) 特定継続世帯 18,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について14,000円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）

以外の世帯 22,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.95を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,500円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について16,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に

限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当

限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

(イ) 特定世帯 7,700円

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,350円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,750円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当

する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次  
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

（イ） 特定世帯 6,000円

（ウ） 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保  
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について7,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課  
税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい  
て8,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額  
の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する  
国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等  
の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等  
の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算  
した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該  
当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
4,000円

する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
9,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次  
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円

（イ） 特定世帯 5,500円

（ウ） 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保  
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について5,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課  
税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい  
て6,250円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額  
の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する  
国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等  
の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等  
の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算  
した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該  
当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
3,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 800円

(イ) 特定世帯 2, 400円

(ウ) 特定継続世帯 3, 600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3, 200円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 400円

(イ) 特定世帯 2, 200円

(ウ) 特定継続世帯 3, 300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 100円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 500円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2, 700円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4, 500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9, 000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 100円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7, 000円

3 (略)

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 575円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 625円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 250円

3 (略)

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。<br/>次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。<br/>次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> | <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。<br/>次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。<br/>次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> | <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人<br/>(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

議案第 5 号資料

鵜 田 道 雄 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

議案第 6 号資料

阿 津 光 夫 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

袖ヶ浦市税条例新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> | <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> |

第139条の3 (略)

2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものと

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。――

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

した場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下こ

の項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じ

て得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所

得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特

別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴

収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその

者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除す

る。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする\_\_\_\_\_。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定

する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 (略)

16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができ

する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 (略)

17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

る。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定

の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項  
(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項  
(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき

価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで

価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2・

5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで

の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）  
附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各

の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）  
附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各

年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額  
を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第13条の2 （略）

2・3 （略）

年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第13条の2 （略）

2・3 （略）

4 令和2年度分の固定資産税について袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第9号）第1条の規定による改正前の袖ヶ浦市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区

第13条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について

域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第13条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について

法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）                    に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成

法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成

18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの

18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

は、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p> | <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

袖ヶ浦市都市計画税条例新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>1・1の2 (略)</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に</p> | <p>附 則</p> <p>1・1の2 (略)</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2の2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に</p> |

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、                                当該宅  
地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税  
の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等  
が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商  
業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た  
額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ  
き額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定に  
かかわらず、当該都市計画税額とする。

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等に係る当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計

画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 9 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

- 9 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額\_\_\_\_\_）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

11 （略）

12 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（当該市街化区域農地が当該年度分の

10 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

11 （略）

12 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の

固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

14 （略）

15 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項、第8項及び第10項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附

固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

14 （略）

15 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは、法附則第17条第4号に、附則第7項、第8項及び第10項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附

則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

諮問第 1 号資料

田 代 悦 子 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(賞 罰)

諮問第 2 号資料

稲垣昭彦氏略歴

(学歴)

(職歴)

(賞罰)

諮問第 3 号資料

宇 佐 美 和 子 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)